安全安心住宅ストック支援事業



空家の活用、県外からの移住者なら上乗せあり!! 詳細は裏面をで覧ください。

補助 1

5/13 ~

受付開始

■受付会場

市役所東別館4階 建築指導課

8:30 ~ 17:15 (土・日・祝を除く)

■工事完了期限

平成32年2月15日

内容

対象

補助率(限度額)

耐震診断の費用

の一部を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅

2/3 (10万円)

耐震改修工事の費用

の一部を補助します。

耐震診断の結果、耐震性が 不足していた戸建住宅 1/2 (**100**万円)

耐震改修工事等とあわせて 行う**リフォーム**の費用

の一部を補助します。

耐震改修工事等を行う 戸建住宅(貸家は除く) 20%~40%(20万円~40万円)

補助 2

7/1月~5金

内容

対 象

補助率(限度額)

子育で・高齢者等世帯が 行うリフォームの費用 の一部を補助します。 昭和56年6月以降に着工 されるなど、耐震性のある 戸建住宅、分譲マンション 専有部分(貸家は除く)

■ 7月1日(月)~5日(金)で事前申込受付を行い、予算を超えた場合は、

20% (20万円)

事前申込受付

■受付会場

○7月1日 中央公民館(山下町5-9) 10:00 ~ 17:00

○7月2日~5日 市役所東別館4階 建築指導課 8:30 ~ 17:15

■工事完了期限

平成32年1月31日

STEP 1

7月1日~5日 事前申込 受付

手続



抽選

当選者

へ通知

7月10日(水)に行う公開抽選で対象者を決定します。

STEP 2

8月8日までに 通知書と 申請書類を提出 (申請がない場合は当選は無効)

【通知書】

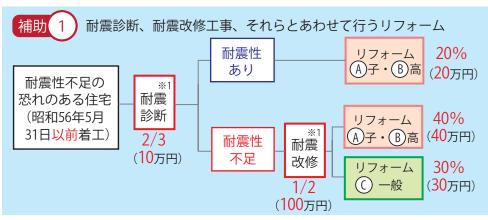
【申請書類】



申請書 見積書 図面など

■予算に達しない場合は7月8日(月)以降も引き続き建築指導課にて受付

補助率(限度額)は・・・



(部分補強は補助対象外) ※1 耐震診断、耐震改修工事のみを行う場合でも補助します。

補助(

対

子育て・高齢者等世帯が行う耐震性のある住宅のリフォーム

耐震性のある 住宅 (昭和56年6月 以降着工など)

20% リフォーム (A)子・(B)高 (20万円) (A)子育て世帯



高校生以下の子供 が同居する世帯

(B) 高齢者等世帯



高齢者**2又は障害者**3 が居住する世帯

※2 平成31年4月1日現在65歳以上

※3 身体障害者手帳1~4級 精神障害者保健福祉手帳1,2級 療育手帳A1~B1 いずれかの交付を受けている方

-般世帯(A、B を除く世帯)

※耐震改修工事とあわせて行う 場合のみ補助対象

空家活用型・移住型はさらに充実(5/13~優先的に受付)

○ 上記に補助率10%、限度額10万円をそれぞれ上乗せ!※ リフォーム後に申請者が住むことが条件です。

空家活用型 -

平成31年4月1日現在で、築10年以上経過し、 かつ

空家期間が1年以上の戸建住宅のリフォーム

- 移住型 -

平成30年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、

- ・平成31年4月1日以降に購入した住宅のリフォーム
- ・相続、贈与により所有している住宅のリフォーム

※空家活用型・移住型いずれかに該当する場合、耐震性のある住宅を一般世帯がリフォームする場合は20%、20万円

たとえば・・・(補助 1 の場合)

【子育て・高齢者等世帯で空家活用型・移住型いずれも該当する場合】

最大170万円の補助(耐震診断10万円 + 耐震改修工事100万円 + リフォーム40万円+ 10万円+10万円

空家活用型 移住型

条件は・・・

補助の要件

- ・ リフォームは申請者が所有し、住んでいること (空家活用型、移住型はリフォーム後に申請者が住むこと)
- リフォームは対象工事が20万円以上であること ・市税を滞納していないこと
- 補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから診断や工事を行うこと
- 工事完了期限までに診断や工事を完了し、市に実績報告を行うこと
- 他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと
- 過去に安全安心住宅ストック支援事業を利用していないこと

施工業者の要件

リフォームは市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと (耐震改修工事とあわせて行うリフォームはこの限りではありません)

鹿児島市建築指導課(市役所東別館4階) (問合せ先)

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389

メール: kenshido@city.kagoshima.lg.jp ホームページ:「安全安心住宅ストック」(検索・

■事業の詳細については、「申請の手引き」をご覧ください。 (市ホームページや建築指導課、各支所総務市民課などで入手できます。) 業者の対応に不安や疑問を持ったら すぐに契約せずに下記へ相談を!!

- ・鹿児島市消費生活センター TEL: 099-252-1919
- ・鹿児島県消費生活センター TEL: 099-224-0999
- ・(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

(住まいるダイヤル) TEL: 0570-016-100